

千葉県中小企業組合士会会則

(目的)

第1条 本会は、中小企業組合士の資質の向上と身分の安定を図るとともに、組合運営の実践者として中小企業団体の振興発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、千葉県中小企業組合士会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を千葉県中小企業団体中央会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 中小企業組合士の資質の向上を図るための講習会等の開催
(2) 中小企業問題に関する調査研究及び情報の提供
(3) 会員相互の親睦及び福利厚生に関する事業
(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 中小企業組合士の資格を有する者
(2) 中小企業組合士検定試験の全科目の合格した者

(加入)

第6条 会員たる資格を有する者は理事会の承認により加入するものとする

(脱会)

第7条 会員は、1月までにその理由を会長に届けることにより脱会することができる。
2. 会員は、次の各号に該当するに至った時は、脱退したものとみなす。
(1) 会員の資格を喪失したとき
(2) 死亡したとき

(除名)

第8条 本会は、総会の議決を経て、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。
(1) 会費の支払い、その他本会に対する義務を怠った会員
(2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
(3) 中小企業組合士として著しくその権威又は信用を失墜し、本会の名誉を毀するような行為をした会員

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入により充てる。
2. 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(拠出金の不返還)

第10条 脱会し、または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(役員の数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(役員の任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

(役員選任)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。
2. 会長及び副会長は理事会において互選する。

(役員職務)

第14条 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
2. 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第15条 理事会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。

(総会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要があるとき、理事会の議決を経て会長が招集する。
3. 総会の議事は、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否数のときは、議長の決するところによる。
4. 総会においては、本会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業報告及び収支決算の承認
(2) 事業計画及び収支予算の決定
(3) 会則の変更に関する事項
(4) その他理事会において認める事項

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
2. 理事会においては、会長がその議長となる。
3. 理事会においては、出席理事の過半数で決し、可否数のときは議長の決するところによる。
4. 理事会は、次の事項を決する。
(1) 総会に提出する議案
(2) その他本会の運営に関する事項

(会費年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(補足)

第19条 この定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。